

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 | 備 考 |
|-------------|-----------------|-----|
| 東亜道路工業 株式会社 | 東京都港区六本木七丁目3番7号 | |
| 世紀東急工業 株式会社 | 東京都港区芝公園二丁目9番3号 | |

2. 指名停止措置期間 平成30年5月2日～平成30年8月1日（3箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

東京都が発注する特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成30年3月28日、独占禁止法第3条に違反するとして、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。
なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---------------------------|
| 別表第2 (独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。 | 当該認定をした日から 6箇月以上18箇月以内 |
| 第4条第3項 (指名停止の期間の特例) 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。 | |

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)